

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の改定（引き下げ）

平成23年4月分より手当額が引き下げられます。

名称	(月額)	
	平成22年3月分まで	平成23年4月分から
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	50,550円
〃(2級)	33,800円	33,670円
特別障害者手当	26,440円	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	14,330円
福祉手当(経過措置分)	14,380円	14,330円

【問合せ】福祉課
障がい福祉係(二日月庁舎)
担当 古賀・藤川
☎73-8820

障害者就業・生活支援センターが開設されました

障害者の就業に関する相談をお受けします。

働きたいけど何から始めてよいかわからない、働いているけど一人で悩んでいる方などお気軽にご相談ください。

◆対象者

佐賀県内にお住まいの方
障害をお持ちの方

◆相談機関

ワーカーズ・佐賀
(佐賀市鍋島3丁目3-20
鍋島シエストビル2F)
☎36-9081

◆相談受付時間

月曜日～金曜日
(9時～17時)



【問合せ】福祉課
障がい福祉係(二日月庁舎)
担当 楠・藤川
☎73-8820

飲用井戸等の衛生管理をお願いします

飲み水に利用されている井戸水、湧水、沢水など(以下「飲用井戸等」と呼びます)は、次の点に気を付けて適切な衛生管理をお願いします。

◆飲用井戸等の管理について

- ・井戸の蓋に施錠したり柵を設けたりして、人や動物がみだりに入らないようにしましょう。
- ・周辺を定期的に点検し、清潔にしておきましょう。

◆水質検査について

- ・毎日、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認しましょう。
- ・1年に1回、定期的に検査機関による水質検査を行います。



◆汚染が分かったとき

薬品の漏洩ろうえいなど、飲用井戸等の水が人の健康に害を及ぼすおそれがあることを知ったときは、直ちに使用をやめ、利用者に連絡するとともに、お近くの保健福祉事務所に相談ください。

【問合せ】

・佐賀中部保健福祉事務所
衛生対策課
☎30-1906
・小城市役所 環境課
環境係(小城市庁舎)
担当 山口・福元
☎73-8803

事業活動に伴って排出される資源ごみの持ち込み

事業活動に伴って排出される廃プラスチックごみは、産業廃棄物として自らの責任で処理しなければなりません。(発泡スチロールを含む)

小城市廃棄物中継センターでは、産業廃棄物は搬入できませんが、新聞紙等の紙類の

資源物は、有料で搬入できます。手数料は左表のとおりです。

産業廃棄物を処分される際は、専門業者へ依頼してください。

ごみ搬入重量	事業系
0kg～50kg	1,000円
51kg～100kg	
101kg～150kg	1,200円
以降50kgを超えるごとに	+500円



【問合せ】環境課 施設係
(小城市廃棄物中継センター)
担当 森・古賀
月～金曜 ☎63-8832
土曜 ☎66-1630